土地改良事業変更計画概要書

第1章　目的及び変更理由

本計画区域(A=9.0ha)は、広島県安芸高田市の東部に位置し、渓流沿いに水田が連なって形成された豊かな自然に囲まれた地域である。

本地域は、農業従事者の高齢化が進み、農作業が困難となっていく中で現況区画が小さいこと、用・排水路の不備、狭小な道路が集積を進めるにあたって支障となっている。このようなことから、区画整理を行うことで農地集積・集約化を進めるための条件を整備し、株式会社ふかせアグリ、株式会社いイネ川地を中心として、実需者ニーズが高いキャベツ、広島菜の供給団地を育成することにより、実需者ニーズの対応が可能となり、地元の雇用拡大も見込まれ、産業として自立できる農業経営を目指す。

なお、今回の計画変更は、施行地域の変更及び事業費の変動があったため行うものである。

第2章　地域の所在及び現況

1.　地域の所在及び地積

(　　)は変更前　　[単位:ha]

所在	安芸高田市甲田町深瀬								
	田	畑	山林	原野	その他	5条7項	5条6項	計	備考
地積	(10.6) 11.3	0.1		0.4	(0.3) 0.2	0.1	(0.3) 0.4	(11.8) 12.5	区画整理
	(10.6) 11.3	0.1		0.4	(0.3) 0.2	0.1	(0.3) 0.4	(11.8) 12.5	農業用用排水施設整備

2.　地域の現況

(1) 地形

本地区は、安芸高田市甲田町深瀬の標高179～232mに位置し、一級河川火の谷川沿いに展開する水田農業地帯である。

(2) 土壌及び土性

土壌は、灰褐色土壌壌土マンガン型と黒色壌土壌土腐植型からなり、土性は粘質土である。

(3) 気象

安芸高田市甲田町の気候は、中国山地内陸型の気候で、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼である。年平均気温15度、年間降水量1,539mmである。

(4) 水利状況

用水は、周辺の渓流やため池から取水しており、排水は河川への自然排水である。既設水路は、土水路・石積が多く、コンクリート水路は老朽化している。

(5) 営農状況　　(　　)は変更前

区分	農家戸数(戸)	内訳		一戸当たり		備考
		販売(戸)	自給的(戸)	田(ha)	畑(ha)	
安芸高田市	2,496	990	1,506	0.9	0.1	R2農林業センサス等
受益地	(18) 24	0	(18) 24	(0.6) 0.5	0.0	

(6) 地域環境の概況

安芸高田市は歴史的資源が数多くあり、神楽などの伝統、満ち溢れた自然を有し動植物の生息空間となっている。江の川水系の上流域は、生息種は豊かであるが道路・河川の整備により生息地が脅かされ生態系に影響が出ている。動植物の生息分布は広域に亘るため行政界域にとらわれない保護体制が必要である。

本地区は、安芸高田市田園環境整備マスタープランにおいて、「環境配慮区域」に指定されており、希少種指定されている　カヤネズミ、マルガタゲンゴロウ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、アカハライモリ、ガムシなどの生息が確認されているため、工事の施工前から随時確認を行い、必要に応じて工法検討を行う必要がある。

第3章　基本計画

1. 工事計画の内容　　(　　)は変更前

地区名	工　種	数量及び規模		備考
火の谷	整 地 工	(8.2) A=9.0 ha		区画整理
	道 路 工	L=2.8 ㎞	W＝4.0m	
	排水路工	(L=2.0) L=2.2 ㎞	KF200～450、DF600*600	
	用排水路工	L=0.5 ㎞	KF200～500、DF600*600、DF800*600	
	暗渠排水工	(3.0) A=2.4 ha	吸水管φ50～75㎜	
	土壌改良	A=2.4 ha		
	用水路工	A=6.8 ha	L=2.1 ㎞	農業用用排水施設整備

2. 環境配慮にかかる計画

施工中は、河川等へ汚濁水を流出させないよう、河川汚濁防止工の施行により、配慮を行う。また、希少種指定されている動植物については、近隣の地区外へ移動・移植等を検討している。

第4章　工事又は管理の要領

区画整理事業により創設される土地改良施設用地上に造成される道路・水路は、安芸高田市甲田町火の谷土地改良区が定款・規約等を定めて良好な維持管理を行う。

また、農業用用排水施設整備事業により造成される水路は、土地改良財産等の譲与に関する条例(昭和42年条例第36号)に基づき、安芸高田市甲田町火の谷土地改良区が譲り受けて、定款・規約等を定めて良好な維持管理を行う。

第5章　換地計画の要領

1.　換地計画樹立の必要性

事業により基盤の整備を行い、もって農用地の集団化を図るため、換地計画により公平適切な換地の配分、利害関係者の権利の帰属、公定のため換地計画を樹立する必要がある。

2.　換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法による地籍調査に基づく登記が完了している土地(国土調査法第19条第5項の指定を含む)にあっては、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とし、これ以外の土地にあっては、広島県の行う実測による地積とする。

(2) 農用地集団化の方法　　(　)は変更前

区分／工区名	地帯別、グループ別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
(火の谷) 1工区 2工区	地目別集団化 (水稲・普通畑)	母地集団化方式	概ね 2 団地	固定畦畔 移動畦畔

(3) 非農用地換地の方法　　(　)は変更前

区分／工区名	種　類	非農用地区域の位置の概略	面積 ㎡	換地の手法	その他
(火の谷) 1工区	宅地	概ね従前の位置	880	特定用途用地換地	
2工区					
計			880		

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

事業による増加額を従前の土地の交付対象面積に比例して配分する。

3.　土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

(　)は変更前　　[単位:㎡]

工区名	区分／種類	公用公共用地					
		国有地	県有地	市有地	計	その他	合計
(火の谷) 1工区	道路			(1,926.85) 1,925.35	(1,926.85) 1,925.35		(1,926.85) 1,925.35
	水路			(1,284.10) 1,259.60	(1,284.10) 1,259.60		(1,284.10) 1,259.60
2工区	道路			(-) 268.00	(-) 268.00		(-) 268.00
	水路			(-) 193.60	(-) 193.60		(-) 193.60
合計				(3,210.95) 3,646.55	(3,210.95) 3,646.55		(3,210.95) 3,646.55

第6章　費用の概算

(¥405,300,000)　　(¥19,300,000)
¥824,250,000　－(うち地方事務費　　¥39,250,000 －を含む。)

第7章　効用

(　)は変更前　　[単位:千円]

区分 / 効果項目	年総効果額	年増加所得額	備考
作物生産効果	(2,257) 1,108	(4,672) 3,182	
営農経費節減効果	(24,425) 41,549	(24,425) 41,549	
維持管理節減効果	△ 136	△ 136	
その他効果	(1,071) 1,017		(国産農産物安定供給効果)
計	(27,617) 43,538	(28,961) 44,595	

第8章　他の事業との関係

該当なし

第9章　計画概要図

別紙のとおり